

山梨県公報

第四百五十五号

令和六年

三月十四日

木曜日

目次

○山梨県土地利用基本計画の変更	九三
○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正	九三
○振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正	九三
○悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正	九四
○道路の区域変更	九四
○道路の供用廃止	九四
○建築基準法に基づく道路位置指定	九四
○換地処分の実施	九五
○基本測量の実施	九五

告示

山梨県告示第六十一号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は山梨県知事政策局政策企画グループに備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図の変更
- 二 変更内容 計画図の変更
 - 1 富士河口湖町における森林地域の縮小
 - 2 甲斐市における森林地域の縮小

- 3 韮崎市における森林地域の縮小
- 4 北杜市長坂町における森林地域の縮小
- 5 北杜市小淵沢町における森林地域の縮小
- 6 富士吉田市における森林地域の縮小

山梨県告示第六十二号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

別添図面中身延町に係る部分を次の図のように改める。
(「次の図」は省略し、その図面は山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
(経過措置)

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含む。)であつて、この告示による改正後の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値未満となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第六十三号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

別添図面中身延町に係る部分を次の図のように改める。
(「次の図」は省略し、その図面は山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
(経過措置)

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等（設置の工事をしていないものを含む。）であつて、この告示による改正後の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値未満となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第六十四号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準（平成十六年山梨県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

別添図面中身延町に係る部分を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和六年四月四日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 百四十号

三 道路の区域

区間	旧	旧新敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から	九・四 一三四・七	三一六・一

甲府市西下条町字川代一三五二番一地先まで

甲府市小曲町字下五割一〇六四番八地先から
甲府市西下条町字川代一三四六番四地先まで

	旧	新	
	八九・八 一七五・四	八九・八 一二三・五	一八六・九

四 区域変更の期日 令和六年三月二十七日

山梨県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和六年四月四日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用廃止の期日
県道	市川三郷富士川線	南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸四一四九番二地先から南巨摩郡富士川町鰍沢字八幡一四六〇番地先まで	二七五・三	令和六年三月十四日

山梨県告示第六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和六年三月六日
- 二 指定道路の位置 都留市十日市場字棚上七番四、七番五、八番九
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十九・五〇メートル

公 告

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（万力地区万力第一工区）の換地処分を令和六年三月六日実施した。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年三月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市並びに南巨摩郡身延町、南部町並びに南都留郡道志村、富士河口湖町並びに北都留郡小菅村（電子基準点測量）並びに富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（機動観測）
- 三 測量の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番